

令和8年度における臨時応急的な見直し

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和8年度における臨時応急的な見直し（案）

基本的な考え方

- 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法の施行時から4倍以上に増加し、特に令和6年度報酬改定後において総費用額が+12.1%の伸び（一人あたり総費用額：+6.0%、利用者数：+5.8%）となっている。また、こうした中で、引き続き人材確保が課題となっているとともに、本来の制度趣旨に沿わないで加算を算定する事業者も散見されるなど、サービスの質の低下も懸念される状況。
- このため、喫緊の課題である従事者の処遇改善に加えて、利用者に提供されるサービスの質を確保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、令和8年度に臨時応急的な見直しを実施する。

見直し内容

1. 就労移行支援体制加算の見直し

就労移行支援体制加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨に沿わない形で算定する事業者の報道があること等を踏まえ、一事業所で算定対象となる年間の就職者数に上限（定員数まで）を設定するなど、適正化を行う。

2. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

就労継続支援B型について、平均工賃月額の見直しにより、想定以上に高い報酬区分の事業者が増えたことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。その際、事業運営に大きな影響を生じないよう、一定の配慮を行う。

3. 応急的な報酬単価の特例

収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型※（就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、それぞれの収支差率に応じて、新規事業所に限り、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。（既存事業所については従前どおり）

なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域に配慮し、一定の要件の下、対象外とする措置を講じる。

（※）年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

1. 就労移行支援体制加算の見直し

現状・課題

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している（就労移行支援体制加算）。
- この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。

見直し内容

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限（定員数まで）を設定する。
- また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。
- 令和8年4月施行
- ※ 対象サービス：就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ※ 令和9年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論

（参考）就労移行支援体制加算

- ・ 一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算
- ・ 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後に一般就労へ移行し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算
- ・ この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去3年間で算定実績がある場合は算定不可（都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る）としている（R6報酬改定）

2. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

現状・課題

- 就労継続支援B型の基本報酬については、平均工賃月額に応じた報酬体系を設定している。この平均工賃月額の設定については、令和6年度報酬改定において、障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入した（平均工賃月額の区分における分布に大きな変動はないものと想定）。
- その結果、令和4年度から令和5年度にかけて平均工賃月額が約6千円上昇し、高い報酬区分の事業所の割合が増加している。

見直し内容

- 平均工賃月額の算定方式の見直しにより、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。
具体的には、平均工賃月額が約6千円上昇していることを踏まえ、基本報酬区分の基準額を引き上げる。引き上げ幅は、その上昇幅の1/2である3千円に留める。
 - ・ その際、令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
 - ・ 今回の見直しにより区分が下がる事業所も、その影響が一定の範囲内に収まるよう配慮し、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設する。
 - ・ 令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。
- 令和8年6月施行

(参考) 平均工賃月額の算定方法の見直し（令和6年度報酬改定）

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

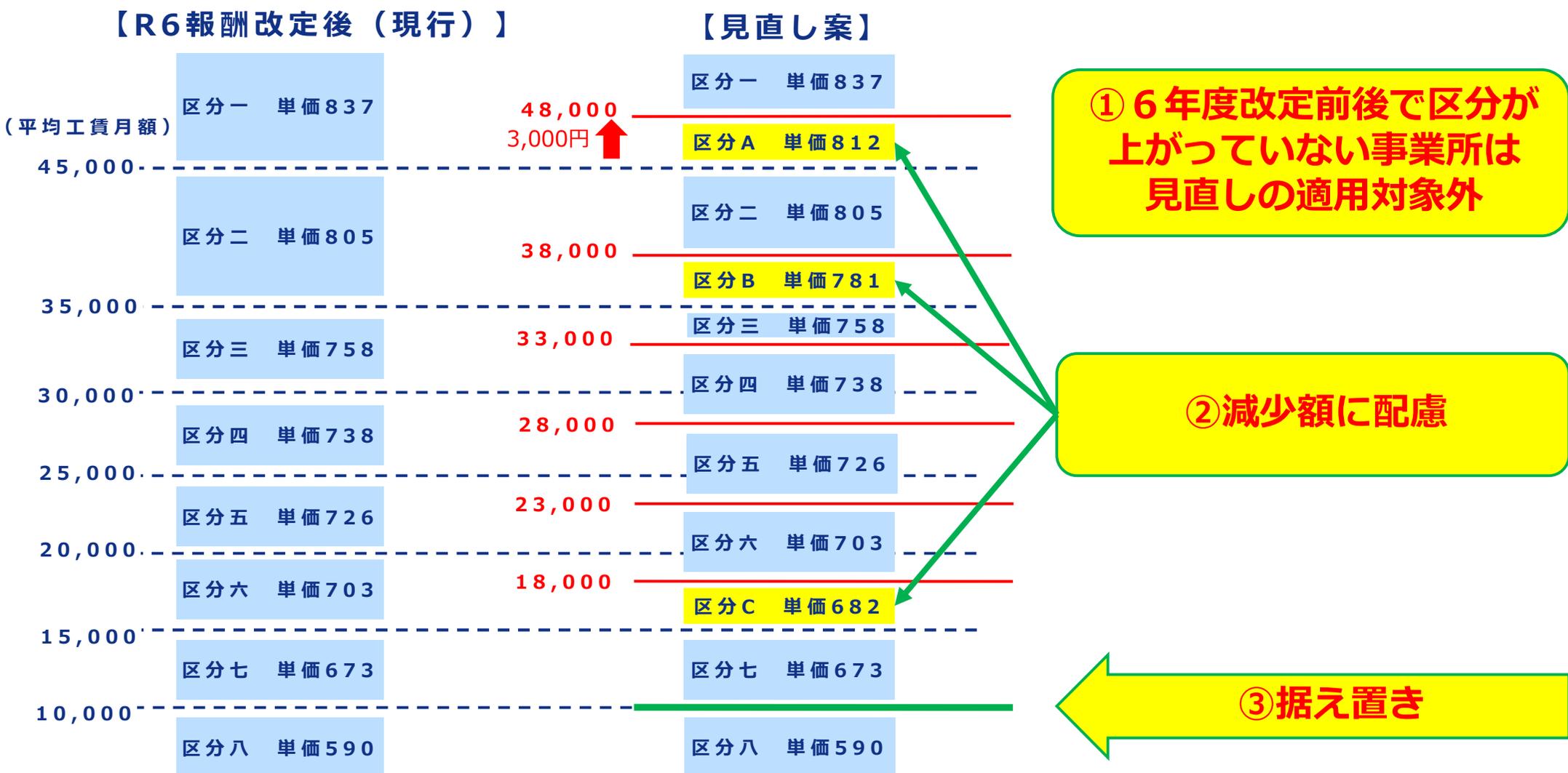
【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し（イメージ）

- 見直しにあたっては、**報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である3千円に留めるとともに、**
 - ① **令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外**
 - ② 見直しにより区分が下がる場合についても**基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設**
 - ③ **令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く**
- 配慮措置を講ずる。



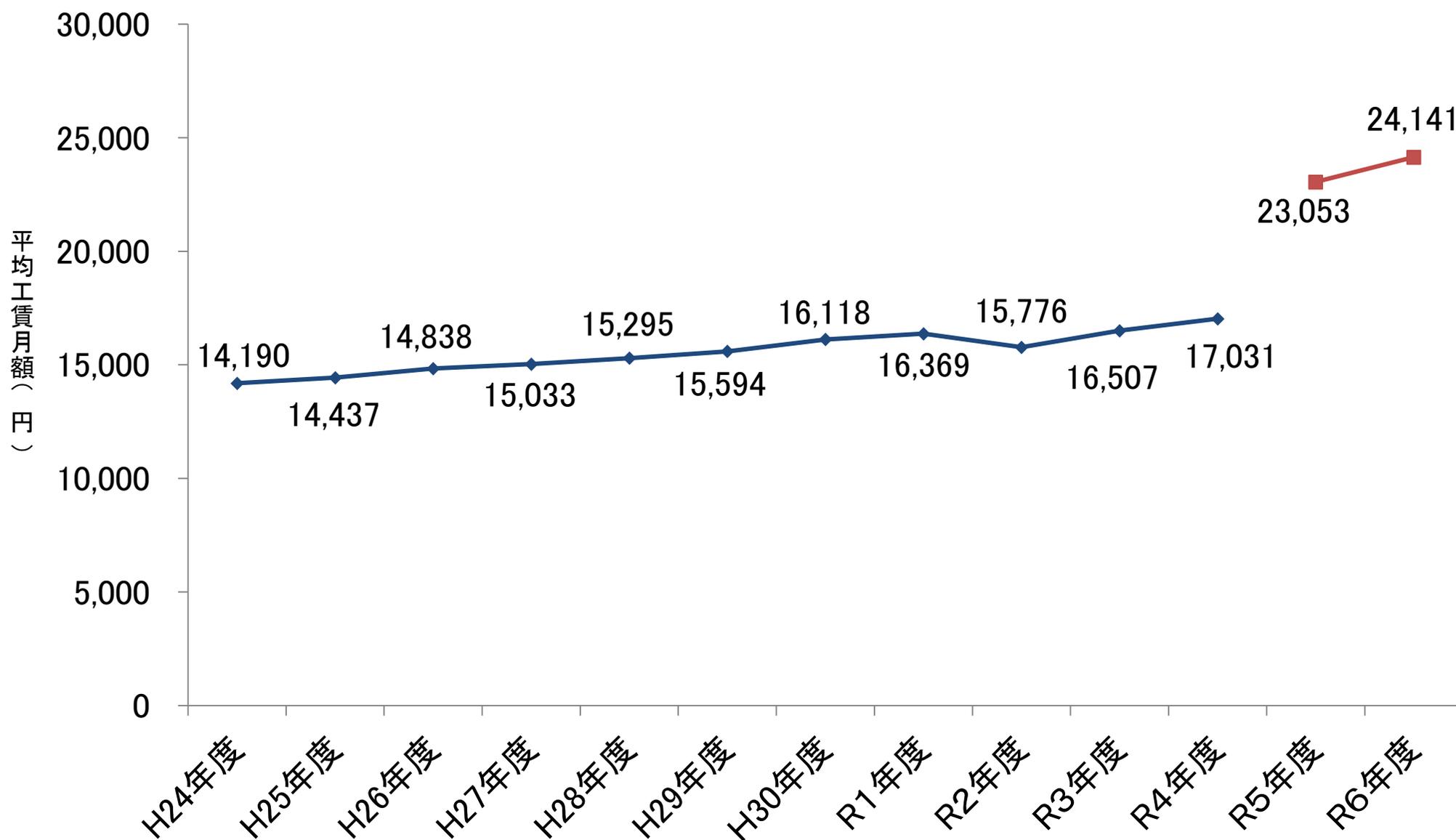
(参考) 就労継続支援B型における平均工賃月額の見直し(令和6年度報酬改定)

- 就労継続支援B型における平均工賃月額は、令和4年度までは、前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出。
- 令和6年度報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮するため、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入。
- その結果、全国平均工賃月額は、令和4年度から令和5年度にかけて約6,000円上昇している。

※点数表（一部抜粋） 就労継続支援B型サービス費（I）（職員配置基準6：1）

利用定員	平均工賃月額	基本報酬単位
定員20人以下	(一) 45,000円以上	837単位
	(二) 35,000円以上45,000円未満	805単位
	(三) 30,000円以上35,000円未満	758単位
	(四) 25,000円以上30,000円未満	738単位
	(五) 20,000円以上25,000円未満	726単位
	(六) 15,000円以上20,000円未満	703単位
	(七) 10,000円以上15,000円未満	673単位
	(八) 10,000円未満	590単位
21人以上40人以下	(一) 45,000円以上	746単位
	(二) ~ (八) 略	
41人以上60人以下	(一) 45,000円以上	700単位
	(二) ~ (八) 略	
61人以上80人以下	(一) 45,000円以上	688単位
	(二) ~ (八) 略	
81人以上	(一) 45,000円以上	666単位
	(二) ~ (八) 略	

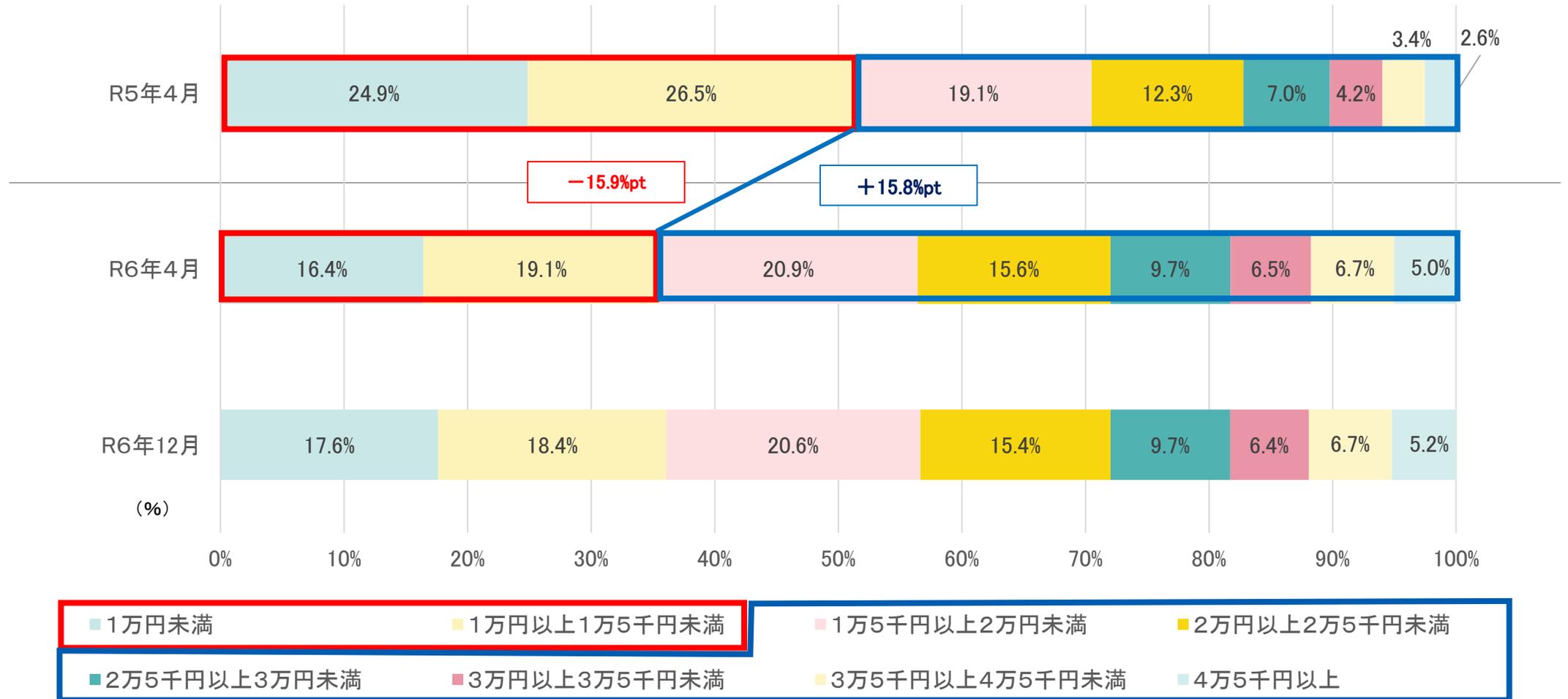
(参考) 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額の推移



※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援B型事業所については、令和4年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出していたところ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした(令和5年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額が反映されている。)

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

- 令和5年4月と令和6年4月を比較すると、基本報酬の平均工賃月額の区分は、「1万5千円未満」の事業所の割合は15.9%ポイント減少し、「1万5千円以上」の事業所数が15.8%ポイント増加している。
- これは、令和6年報酬改定で平均工賃月額の計算方式を変更したことが要因と考えられる(※)。



※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援B型事業所については、令和4年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出していたところ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした(令和5年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額が反映されている。)

3. 応急的な報酬単価の特例

現状・課題

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一部のサービスについては、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況。
- 一方、自治体（指定権者）へのアンケートでは、事業所数の伸びが著しいサービスについて、「事業者側はニーズ調査をせずにどんどん参入してきており、先行して開設した後に利用者を募るといった状況がみられる」といった声があるなど、近年の事業所数の急増は、必ずしもニーズを反映したものではない可能性がある。

見直し内容

- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。

【対象サービス】

就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス

- ※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

【対象事業所】

令和8年6月1日以降に新規に指定された事業所（既存事業所については従前どおり）

- ※ なお、指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい。
- ※ 合併、分割、事業譲渡に伴う指定の場合は、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合については、既存事業所と同様の扱いとする。

【応急的な報酬単価を適用する期間】

令和9年度報酬改定までの間

3. 応急的な報酬単価の特例

見直し内容（続）

【応急的な報酬単価について】

- 対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例（▲1%強～▲3%弱程度※）を設ける。

※ 加算を含めた給付費全体で見た場合は、▲1%弱～▲1%半ば程度

【応急的な報酬単価の適用対象外（配慮措置として、従前の報酬単価を適用）】

- 受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域に一定の配慮を行うため、以下のケースについては適用対象外とする。

<重度障害児者への配慮>

（障害者）

- ① 強度行動障害の状態にある者、医療的ケアを要する者に対して支援を行い、報酬上の一定の評価を受けている場合
- ② 視覚・聴覚・言語機能障害者、高次脳機能障害者を支援する体制について、報酬上の一定の評価を受けている事業所

（障害児）

- ① 医療的ケアを要する児、重症心身障害児に対して支援を行い、報酬上の評価を受けている場合
- ② 強度行動障害の状態にある児、視覚・聴覚・言語機能障害児に対して支援を行い、報酬上の一定の評価を受けている場合

<地域への配慮>

- ① 離島・中山間地域にある事業所
- ② 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所 例：公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所 等

対象サービスの収支差率、事業所数の伸び率と1人当たり費用額の伸び率等について

	総費用額 (億円・ R6年度)	収支差率 (R6年度)	給付費に占める 基本報酬の 割合(R6年度)		伸び率 (R6第1四半期 →R7第1四半期)	伸び率 (R5→R6)	伸び率 (R4→R5)	伸び率 (R3→R4)
就労継続支援 B型	6,294	6.2%	80.4%	事業所数	8.31%	7.63%	6.85%	7.81%
				1人当たり費用	4.01%	10.07%	1.89%	0.68%
共同生活援助 (介護サービス 包括型)	3,905	6.9%	47.9%	事業所数	5.67%	6.63%	8.28%	10.71%
				1人当たり費用	5.44%	2.74%	3.80%	3.63%
共同生活援助 (日中サービス 支援型)	655	5.1%	65.3%	事業所数	23.36%	26.65%	37.78%	56.79%
				1人当たり費用	5.36%	1.82%	0.32%	2.31%
共同生活援助 (上記2類型計)	4,560	6.6%	49.3%					
児童発達支援	2,728	7.8%	66.1%	事業所数	10.01%	10.36%	13.69%	16.14%
				1人当たり費用	5.15%	5.24%	3.62%	3.38%
放課後等デイ サービス	6,098	9.1%	54.5%	事業所数	7.65%	6.85%	8.58%	11.39%
				1人当たり費用	3.00%	5.01%	2.09%	1.83%

(出典)国保連データ

報酬上の一定の評価について（加算）

◎就労継続支援B型・共同生活援助（重度障害者支援加算Ⅰ、医療的ケア対応支援加算は共同生活援助のみ）

【重度障害者支援加算Ⅰ】（共同生活援助のみ）

- 区分6かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療的ケア対応支援加算】（共同生活援助のみ）

- 指定基準の人員配置に加えて看護職員等を常勤換算1以上配置しており、医療的ケア判定スコアに記載の医療を必要とする利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療連携体制加算Ⅳ】

- 看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）】

- 利用者の50%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して40:1以上配置している事業所に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）】

- 利用者の30%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

【高次脳機能障害者支援体制加算】

- 高次脳機能障害のある利用者が全体の30%以上であり、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した従業員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

報酬上の一定の評価について（基本報酬・加算）

（基本報酬）

◎ 児童発達支援・放課後等デイサービス

【医療的ケア区分による基本報酬（医療的ケア区分1～3）】

- 医療濃度に応じて、必要な看護職員を配置し、医療的ケア児に対して支援を行う場合

【主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬】

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を行う場合

（加算）

◎ 児童発達支援

【強度行動障害児支援加算】

- 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している児に対して、支援を行った場合、利用定員に応じて加算

【人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算

【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】

- 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置し支援を行った場合に加算

◎ 放課後等デイサービス

【強度行動障害児支援加算（Ⅰ）】

- 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【強度行動障害児支援加算（Ⅱ）】

- 児基準30点以上の児に対して、中核的人材養成研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【人工内耳装用児支援加算】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算

【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】

- 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置している場合に加算

(参考) 新規の参入・事業実施や出資を働きかける例

- 障害福祉サービス等において、「特段の知識や経験は不要」「簡単にできる」「利益をあげることができる」として、新規の参入・事業実施や出資を働きかける例が見られる。

【働きかけのイメージ(例)】

(グループホーム)

- グループホームの開業を、月々のコンサル料金だけで、フランチャイズ加盟金無料で気軽に始められるとするもの。
- 売上の大部分が給付金であり、●年で年商●億、すばらしいビジネスとうたうもの。
- 総量規制により、2027年からはもうグループホームは出せないといわずらに不安をあおるもの。
- 通常のフランチャイズビジネス事業等、または中規模以上の新規事業の起業と比較して、初期投資が少なく、収益性・安定性がとても高いとするもの。
- 年間の利回りが●●%も可能とし、障がい者グループホーム事業への出資を募るもの。

(就労継続支援B型)

- eスポーツ支援について、急成長しており、社会性のあるビジネスモデルだとうたうもの。
- 非常に収益性が高い、新規フランチャイズ事業だとするもの。
- 障がい者支援と●●を融合した独自のビジネス、年間利益●●●●万円を目指せる、本部による手厚いサポートで未経験でも安心、社会貢献と安定経営を同時に実現とうたうもの。

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

- 売上のほとんどが給付費のため、未回収リスクがなく、ストック型ビジネスで安定収入が可能。初年度から黒字となるとうたうもの。
- 福祉業界が初めての方でも安定した運営が目指せるモデルとして、フランチャイズでの開業を勧めるもの。
- 学習支援は長く継続しての利用が多く、ストックビジネスとして安定収益が見込めるとして学習支援型を勧誘するもの。
- ピアノ教室等の音楽関係の職務に従事している方ならばすぐにできる新しいビジネスとして、音楽支援に特化した支援を勧誘するもの。
- 実態としては学童と同じように、こどもの預かりがメインとして、総合的支援を行う必要性がないことを示唆するもの。
- フランチャイズ事業が軌道に乗れば、利益率●●%以上を生み出せるとうたうもの。